

議案第 67 号

千曲衛生施設組合格約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 11 日

提出者 長野市長 荻原健司

千曲衛生施設組合格約の変更について

千曲衛生施設組合格約を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

千曲衛生施設組合理約の一部を改正する規約

千曲衛生施設組合理約（昭和 35 年 4 月 5 日長野県指令 35 地第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理するものとする。

- (1) 千曲衛生センターの設置及び管理運営に関する事務
- (2) し尿及びし尿浄化槽汚泥処理に関する事務
- (3) 剪定枝の処理に関する事務（長野市を除く。）

第 11 条を次のように改める。

（組合の経費の支弁方法等）

第 11 条 この組合の経費は、組織市町の分賦金及びその他の収入をもって支弁する。

2 組織市町に分賦金に係る経費区分ごとの負担割合は、別表のとおりとする。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（補則）

第 12 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 11 条関係）

経費区分	負担割合
第 3 条第 1 号に規定する事務	人口割 100 分の 20
	実績割 100 分の 80
第 3 条第 2 号に規定する事務	人口割 100 分の 20
	実績割 100 分の 80
第 3 条第 3 号に規定する事務	実績割 100 分の 100
投資的経費（償還金を含む。）	人口割 100 分の 100

備考 (1) 人口割は、第 2 条第 2 項に定める区域における前年 10 月 1 日現在の

住民基本台帳人口を基準とする。

(2) 実績割は、前々年の 10 月から前年 9 月までの搬入量を基準とする。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。